

要配慮者利用施設の避難確保計画 作成促進

令和3年5月 都市整備部 事業管理室・河川室

1 背景・経過

- 平成21年7月 山口豪雨災害
土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲



- 平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、ガルーブホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

- 平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け

- 令和2年7月 豪雨災害
熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲



2 法令の概要

3 進歩状況



- 山口県防府市
(ライフア高砂)

- 岩手県岩泉町
(樂ん楽ん)

- 熊本県球磨村
(千寿園)

■作成状況（令和2年10月末時点）				
大阪府	合計	水防法	土砂法	参考：全国平均
対象数	8,798	8,479	319	水防法：62.2% 土砂法：66.2% (R2.10月末)
作成済み	5,923	5,730	193	
作成率	67.3%	67.6%	60.5%	

4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■講習会の開催支援



■解説動画の紹介



■事例紹介

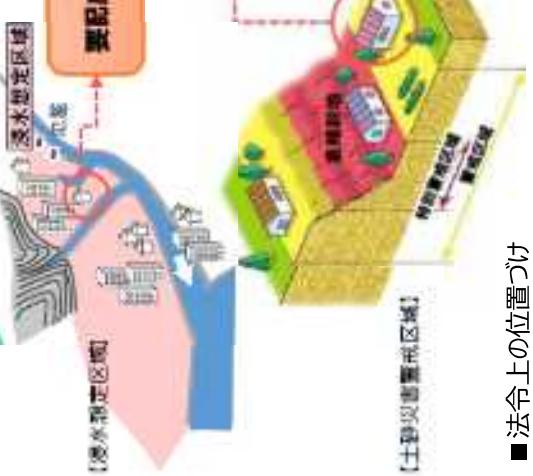
5 課題と対応（これまでの取り組みに加えて）

■社会福祉施設、学校、病院など 防災上の配慮を要する者が利用 する施設

- 施設管理者（公共・民間）
・ 作成義務を負うもの

■対象

- ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のうち、**市町村の地域防災計
画に位置付けられた施設**
- ・ 府・市町村の役割・責任
・ 作成の助言等、積極的に支援を行う。
- ・ 市町村は、作成していない施設管理者に
対して指示や公表ができる。



■法令上の位置づけ

- 災害対策基本法 第46条（災害予防及びその実施責任者）
要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊娠、外国人など）の生命又は身体を災害から
保護するためにあらかじめ講ずべき措置

- 災害対策基本法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）

- ・ **避難行動要支援者**（高齢者、障害者、乳幼児、妊娠、外国人など）の生命又は身体を災害から
保護するための支援、安否の確認など生命又は身体を災害から保護するための基礎

- 在宅者の避難
※取組指針(H25.8内閣府)
・ 市町村が施設管理者に避難計画の作成等を
義務付けることで確保

■課題と対応（これまでの取り組みに加えて）

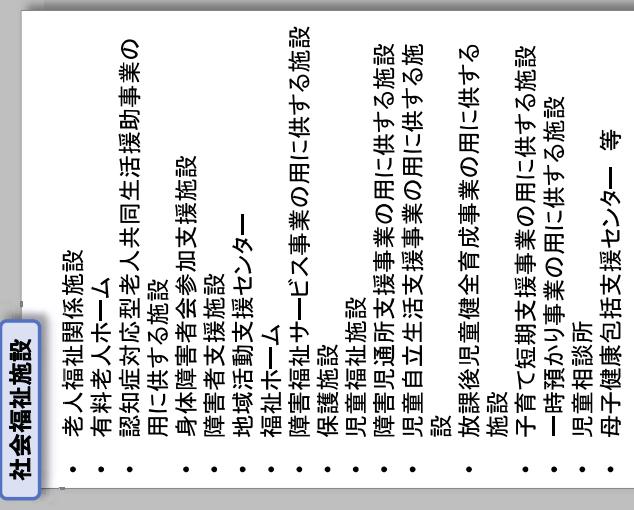
- 令和3年度末までに、計画作成100%達成
⇒市町村による期限を設けた作成指示、指示に従わない場合その旨の公表
- 地域防災計画への位置づけ漏れ
⇒対象に漏れている施設を抽出し、市町村に速やかな位置付けを依頼
- 水防法及び土砂法の一部改正＜避難の実効性確保＞
(改正内容：
①訓練報告の義務化、②市町村による管理者への助言・勧告)
⇒モデルとなる施設での避難訓練実施、工夫した訓練事例を協議会等で紹介

■課題と対応（これまでの取り組みに加えて）

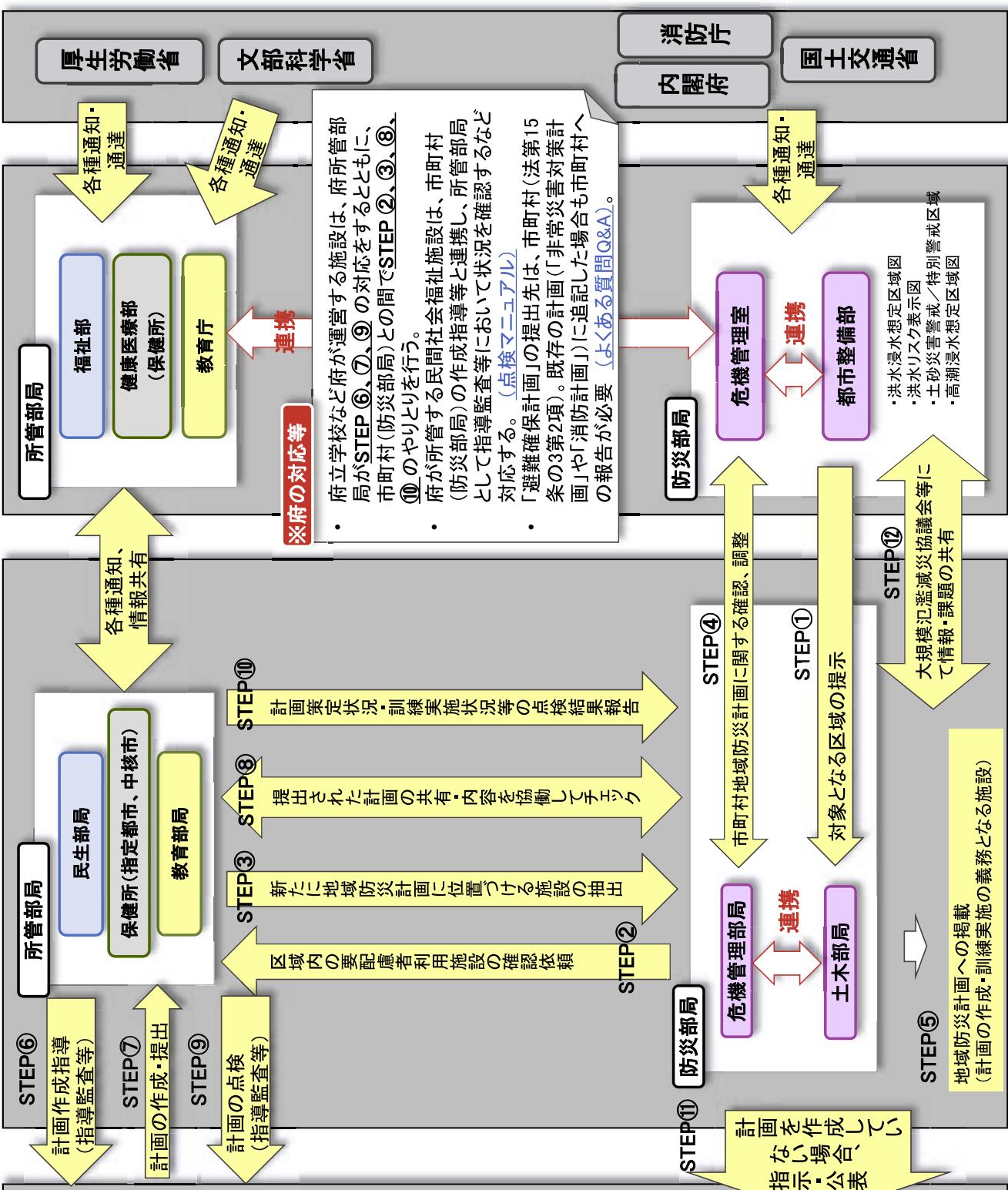
- 令和3年度末までに、計画作成100%達成
⇒市町村による期限を設けた作成指示、指示に従わない場合その旨の公表
- 地域防災計画への位置づけ漏れ
⇒対象に漏れている施設を抽出し、市町村に速やかな位置付けを依頼
- 水防法及び土砂法の一部改正＜避難の実効性確保＞
(改正内容：
①訓練報告の義務化、②市町村による管理者への助言・勧告)
⇒モデルとなる施設での避難訓練実施、工夫した訓練事例を協議会等で紹介

水防法・土砂法に基づく避難確保計画作成等の点検体制

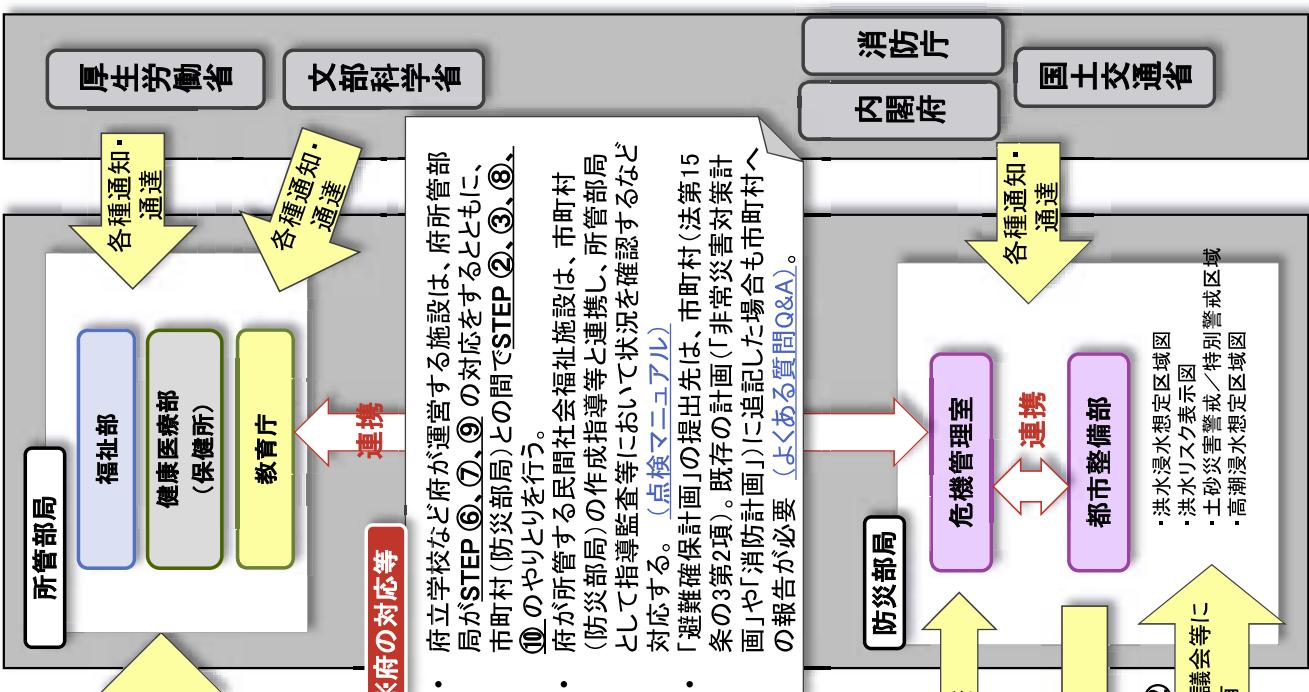
要配慮者利用施設



市町村



大阪府



水防法及び土砂法に基づく避難確保計画の作成状況（令和2年10月末時点）

市町村別	水防法 (浸水想定区域)		土砂法 (土砂災害警戒区域)		合 計		作成率		ホームページ開設 (作成・提出方法)
	対象 施設数※	計画 作成済み	対象 施設数※	計画 作成済み	対象 施設数※	計画 作成済み	市町村別	管内別	
全体(大阪府)	8,479	5,730	319	193	8,798	5,923	67.3%	67.3%	
大阪市	4,555	3,667			4555	3667	80.5%	80.5%	有り
能勢町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
豊能町	0	0	4	2	4	2	50.0%		未掲載
池田市	43	2	14	0	57	2	3.5%		未掲載
箕面市	0	0	10	4	10	4	40.0%		未掲載
豊中市	181	25	4	2	185	27	14.6%		未掲載
茨木市	185	58	4	4	189	62	32.8%		有り
高槻市	410	148	36	17	446	165	37.0%		有り
島本町	32	0	12	0	44	0	0.0%		有り
吹田市	173	21	1	0	174	21	12.1%		有り
摂津市	76	5			76	5	6.6%		有り
枚方市	335	281	26	26	361	307	85.0%		有り
交野市	0	0	14	4	14	4	28.6%		未掲載
寝屋川市	200	64	0	0	200	64	32.0%		有り
守口市	150	0			150	0	0.0%		有り
門真市	131	16			131	16	12.2%		有り
四條畷市	73	25	8	5	81	30	37.0%		未掲載
大東市	54	4	5	1	59	5	8.5%		有り
東大阪市	917	787	93	71	1010	858	85.0%		有り
八尾市	437	294	25	16	462	310	67.1%		有り
柏原市	74	69	24	23	98	92	93.9%		有り
松原市	54	47			54	47	87.0%		有り
羽曳野市	42	32	0	0	42	32	76.2%		有り
藤井寺市	21	6			21	6	28.6%		未掲載
太子町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
河南町	1	0	0	0	1	0	0.0%		未掲載
千早赤阪村	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
富田林市	1	1	9	2	10	3	30.0%		未掲載
大阪狭山市	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
河内長野市	0	0	0	0	0	0	—		有り
堺市	254	115	13	10	267	125	46.8%		有り
和泉市	14	14	1	1	15	15	100.0%		未掲載
高石市	0	0			0	0	—		未掲載
泉大津市	32	28			32	28	87.5%		有り
忠岡町	13	0			13	0	0.0%		未掲載
岸和田市	19	19	2	2	21	21	100.0%		有り
貝塚市	1	1	5	0	6	1	16.7%		未掲載
熊取町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
泉佐野市	1	1	7	2	8	3	37.5%		未掲載
田尻町	0	0			0	0	—		未掲載
泉南市	0	0	2	1	2	1	50.0%		未掲載
阪南市	0	0	0	0	0	0	—		未掲載
岬町	0	0	0	0	0	0	—		未掲載

※対象施設数は、市町村地域防災計画に位置付けられたもの。

水防法・土砂災害防止法の改正

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の強化本制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設との連携

管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化**となりました。※ 市町村地域防災計画にその記載及び所在地が定められた施設が対象です。



1 避難確保計画作成の支援

※ 「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の命を守るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づく自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置

- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、**要配慮者利用施設を新たに**市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対しても、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2 避難確保計画の確認

※ 「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、**避難確保計画を作成・変更したときは、運営なく、その計画を市町村へ報告**する必要があります。

▶ 施設管理者等から避難確保計画の報告があつたときは、厚生労働省・国土交通省作成の点検マニュアル等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

3 避難確保計画を作成しない場合の指示・公表

- 市町村長は、**避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に對して、期限を定めて作成するにとどめることを求めるなどの指示を行ひ、正当な理由がなく**その指示に従わなかつたときは、その旨を公表**することができます。

▶ 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行ふ際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明を行うこと**が望れます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した避難確保計画に基づいて避難訓練を実施する必要がありまます。

▶ 関係部局が連携して**積極的に支援**を行うことが重要です。

▶ ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に對して安全な場所へ速やかに避難されるなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施されるよう促進**することが望れます。

※ 避難体制の強化のために、**関係部局が連携して支援**することが重要です！



法改正に関する問い合わせ

国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係

(H29.6.19)

防企第1725号
事企第1283号
河整第1624号
(公印省略)

令和2年10月28日

各市町村危機管理担当部局長様

大阪府 危機管理体制室長
都市整備部 事業管理室長
都市整備部 河川室長

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の促進について（依頼）

日頃より、本府の防災・危機管理体制行政に格別のご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、平成29年の水防法等の一部が改正され、水防法第15条の3第1項又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法）第8条の2第1項に基づき、浸水想定区域（水防法）や土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）内に存在する要配慮者利害者施設のうち、市町村地域防災計画に位置づけられた施設については、当該施設の管理者等に避難確保計画の作成と計画に基く訓練の実施（以下、計画の作成等といいます。）が義務付けられています。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」（平成29年6月20日）では、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利害者施設において避難確保計画を令和3年度末までに作成することを目標に掲げ、各市町村におかれましては、対象施設における避難確保計画の作成の促進に取り組まれているところですが、大阪府での同計画作成率は令和2年6月末時点で53%という状況です。

一方、平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風など、近年も水害・土砂災害による人的被害が生じており、特に令和2年7月豪雨では7月4日未明に熊本県南部を襲った豪雨による被害が発生しました。避難に対する理解及び備えがより一層重要になっていることから、計画の作成等が遅れている施設では速やかに計画作成を進めたいただく必要があります。つきましては、市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利害者施設については、速やかに計画の作成等が実施されるよう、下記ご対応方よろしくお願いいたします。

記

- 市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利害者施設のうち、計画の作成等が遅れている施設について、速やかに作成されるよう施設への指導・支援をお願いいたします。
- 後日本件について、本府福祉部、健康医療部、教育厅から貴市町村関係部局へ周知されますので、関係部局と緊密に連携し、計画の作成等の促進に努めていただけようお願いいたします。
- 政令市及び中核市を除く市町村における医療機関への働きかけについては、本府保健所へご相談ください。
- 水防法及び土砂災害防止法の趣旨を踏まえ、要配慮者利害者施設の市町村地域防災計画への位置づけが適切か、適時確認をお願いいたします。
- また、想定最大規模の洪水及び高潮の浸水想定区域が順次公表されており、対象となる施設の速やかな地域防災計画への位置づけと、避難確保計画の策定等の指導・支援もあわせてお願いいたします。

○参考資料（国土交通省ホームページ）
<https://www.mlit.go.jp/river/housai/main/saigai/iieisubou/housai-gensai-isubou02.html>

- ・避難確保計画作成の手引き（解説編、様式編）
- ・水防法・土砂災害防止法の改正について
- ・避難確保計画作成の参考資料

担当：	都市整備部事業管理室事業企画課防災・維持グループ TEL：06-6944-9269 Mail : tosi.iika@osbox.pref.osaka.lg.jp
担当：	都市整備部河川整備課計画グループ 石地、山田 TEL：06-6944-7592 Mail : kaseng23@osbox.pref.osaka.lg.jp
担当：	危機管理室防災企画課計画推進グループ 小城、小野 地城支援グループ 佐々木、上畑 TEL : 06-6944-2123 Mail : kikikanri-15@osbox.pref.osaka.lg.jp

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 （略）

2・4

（略）

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第一項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7・8 （略）

現 行

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 （略）

2・4

（略）

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならぬ。

（新設）

6・7 （略）

要配慮者利用施設の避難確保計画 令和3年3月

■大阪府から市町村さまへのお願ひ

1) 令和3年度末までに計画作成100%達成に向けて

- ・『要配慮者利用施設の避難確保計画』専用のホームページの開設概要や対象施設、提出様式、提出期限、訓練実施報告などの掲載
- ・未提出の施設管理者に、提出期限を設けた計画作成の指示・通知
(期限は令和3年9月末を中途に)
- ・上記の指示に従わない場合、その施設の公表

2) 地域防災計画への位置づけ漏れ

- ・『地域防災計画』改定の予定が無い、又は1年以上先の場合、正式な位置付けに先んじて、対象施設に対して、避難確保計画の作成指導を進める。

3) 施設管理者が実施する避難訓練への支援

- ・計画に基づく訓練が適切に実施されるよう、施設管理者へのサポート

要配慮者利用施設避難確保計画作成 年間スケジュール

表. 避難確保計画作成促進 スケジュール例

内容	令和3年						令和4年				備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
施設抽出												
依頼・周知												
未作成施設への連絡												
講習会実施 (作成率向上手段)												
催促通知①												
催促通知②												
指示・公表												

施設管理者へ通知・作成依頼

例: 通達文

例: 電話

* 施設管理者へ依頼の文書等を発出する際、提出期限を必ず設ける。(例. 9月末まで)
講習会の実施は1つの手段(その場で作成してもらうやり方が望ましい。)
施設管理者へ通知・作成依頼をお願いいたします。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について



国土交通省のHP上に避難確保計画作成支援動画が掲載されました。各市町村におかれましては要配慮者施設に紹介頂くとともに、避難確保計画の策定等の指導・支援もよろしくお願ひいたします。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について (YouTube MLIT channel)

- 【全体版】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について(約25分)
 - 【第1部】避難確保計画の必要性(避難確保計画の作成は義務です)(約4分)
 - 【第2部】洪水時の施設の危険性の把握と避難先の決定(約3分)
 - 【第3部】避難に必要な時間の把握と避難開始のタイミングの判断(約7分)
 - 【第4部】避難確保計画の作成様式の説明(約10分)
- 避難確保計画作成の手引きは[こちら](#)
● 講習会プロジェクトは[こちら](#)

作成支援動画

リンク先ページトップ

水防法等の一部を改正する法律が平成29年6月19日に施行され、水防法に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち市町村地域防災計画にその名前と所在地が記載された施設に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

【第1部】避難確保計画の作成 (別紙1) 第15条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名前及び所在地が記載された要配慮者利用施設についての規制を定めます。市町村は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成するための必要な情報の開示や公表の方法についての規制を定めます。規制を定めた場合は、規制を遵守するための必要な措置の取扱いに関する基準を定めなければなりません。

【第2部】避難確保計画の作成 (別紙2) 第15条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名前及び所在地が記載された要配慮者利用施設についての規制を定めます。規制を定めた場合は、規制を遵守するための必要な措置の取扱いに関する基準を定めなければなりません。

【第1部】避難確保計画の必要性(避難確保計画の作成は義務です) (約4分)

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さま

国土交通省

洪水に対する
施設利用者の命を守るために義務化されていますか?

【全体版】要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について(約25分)

洪水ハザードマップの確認

市町村から届かれたハザードマップで施設の水害リスクを確認しましょう。

市町村は、ハザードマップが作成されました。洪水時に既定された避難路、避難施設等などを確認することができます。

【市町村のハザードマップ例】

【第2部】避難確保計画の作成 (別紙1)

【第2部】洪水時の施設の危険性の把握と避難先の決定(約3分)

緊急時に発生される状況情報に、要配慮者利用施設の主な行動(10種)

1	2	3	4	5
雨の様子	避難訓練	避難訓練(車両)	避難訓練(車両)	災害映像
倒木倒木倒木	倒木倒木倒木	倒木倒木倒木	倒木倒木倒木	倒木倒木倒木
川の様子	川の様子	川の様子	川の様子	川の様子
避難行動	避難行動	避難行動	避難行動	避難行動

【第3部】避難に必要な時間の把握と避難開始のタイミングの判断

【第3部】避難に必要な時間の把握と避難開始のタイミングの判断 (約7分)

避難経路図の作成 (別紙1)

【第4部】避難確保計画の作成様式の説明 (約10分)

【第4部】避難確保計画の作成様式の説明 (約10分)



自衛水防 要配慮者 YouTube

